

中小企業振興基本条例調査特別委員会

(令和7年1月9日)

○ 加納康樹委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、おそろいいただきましたので、中小企業振興基本条例調査特別委員会を開催させていただきます。

今日は、前回、年末に皆さんのほうから条文に対していろいろなご意見もいただきました。そして、逐条解説も必要であろうということで、それらをまとめさせていただいておるところです。

お手元のほうに、逐条解説つきの見え消し、色つきのものが、ペーパーでもお配りをさせていただいておりますし、もちろんアップロードもさせていただいております。アップロードのほうには、ちょっと拡大してもらわなきゃいけませんけど、前回同様で、参考にした各市、そして三重県の条例についても記載をしておりますので、逐次それらのほうもご覧いただきながら進めていくということにさせていただきたいと思っておりますので、本日はよろしく願いをいたします。

それでは、前回同様という形になりますが、逐条解説つきのペーパーをご用意しておりますので、整理番号順というふうな形で今回は事務局のほうから説明をさせていただき、順次確認をしていく、もしくはご意見があればご意見を承るという形で本日進めさせていただきます。よろしく願いをいたします。

では、事務局のほうから順次、逐条解説つきの素案について説明をさせますので、よろしく願いをいたします。どうぞ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

(仮称)四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例素案、逐条解説つきをご覧いただくと、前回の委員会の中でご意見をいただいた点について、見え消しで修正をさせていただいており、その次に、条文、条項の全てではないですが、前回の委員会の中で意見をいただいた点を中心に解説を加えた構成としております。

見え消しは委員会の中でいただいた意見は赤色、事務局で整理した部分は青色、委員会終了後に理事者から参考としていただいた意見は緑色で表記をしております。

整理番号1の前文です。

まず、第1段落目に新たな文章を加えております。

これは、前回の委員会の中で、委員より、前文に本市の紹介などを入れてはどうかとの意見を受けて新たに追加したものになります。本市の自然や歴史のほか、四日市を象徴する萬古焼をはじめとする地場産業の紹介を加えており、四日市らしさをこの段落で表現しております。該当部分について読み上げをさせていただきます。

私たちのまち四日市市は、三重県の北部に位置し、西は鈴鹿山脈、東は伊勢湾に面した豊かな自然に恵まれており、古くから四のつく日に市が開かれていた商業のまちとして、また交通の要所でもあったことから、東海道の宿場として繁栄してきた。現在では、臨海部に石油化学コンビナートが、内陸部に半導体産業が立地し、国内有数の産業都市として発展を遂げているが、優れた技術力を有する中小企業・小規模企業が果たす役割は大きく、大企業にとって欠かせない存在である。また、四日市萬古焼、地酒、大矢知そうめんといった地場産業も盛んであり、本市が多種多様な産業構造を有する国内有数の産業都市として、これからも経済発展を遂げていくためには、大企業だけでなく中小企業・小規模企業の発展も必要不可欠であり、中小企業・小規模企業の振興を図る必要があるとしております。

2段落目以降は、前回の委員会の意見を受けて修正をしております。

まず、赤字の部分ですが、中小企業の表記については、中小企業・小規模企業という表記に全て統一をしております。

2段落目ですが、令和の新しい時代を迎え、社会経済は大きな変革を迫られているという表現については、今から変革を迫られているというよりは、今以上に変革をしていかなければならないという表現のほうがよいのではないかという意見を受けて、社会経済はさらなる大きな変革を求められているという表現に修正をしております。

次に、1ページ目の下から7行目の市と中小企業が一体となってという表記については、前回、副委員長からご指摘いただいたように、市と中小企業・小規模企業をはじめとする関係団体が一体となってという表記に修正をしております。

続いて、青色の部分について、文末の表記に関してですが、整理番号2以降は、である調になっており、一般的に条例は、である調で全て統一していることから、前文も文末表記をである調に統一してはどうかという提案になります。ただし、長岡京市などでは、前文についても、ですます調の表記になっておりまして、必ずしも統一するというような必

要はないことから、文末の表記についてもご協議いただければと思います。

もう一点、表記に関するもので、前文の最後の結びの部分ですけれども、2ページ目にあります、他の自治体の前文を改めて見てみると、何々のため、この条例を制定するというような表記になっていることが多いことから、それに倣って、市民一人一人が実感できる地域経済の発展を目指すため、この条例を制定するという表記にしてはどうかというような提案になりますので、こちらについてもご協議いただければと思います。

続いて、緑色の部分ですけれども、前回の委員会終了後に理事者からご提案いただいたものになりますので、そちらを参考として記載をしております。ご提案いただいたとおりの内容を修正するかについてご協議いただければと思います。

また、1ページの下の部分、網かけになっている部分があるかと思いますが、こちらは、前文の中では、本条例は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な事項を定め、市が中小企業・小規模企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の健全な発展を図り、もって市民の豊かな生活と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とするというふうになっておりますけれども、少し整理番号2の目的のところに移ってしまいますが、整理番号2の目的のところでは、この条例は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興に関し、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業等振興施策の基本となる事項を定めることにより、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とするというようなことで目的規定が定められておまして、内容が前文の目的と一部重複する部分もありますけれども、少し表現やニュアンスの違いもあることから、両者の関係を少し整理したほうがよいのではないかということで、改めてご協議いただければと思っております。

2ページの解説では、前文では、この条例を制定する背景や趣旨などを示すとともに、中小企業・小規模企業の果たしている役割や重要性を踏まえ、その振興を図っていくことの必要性など条例全体の考え方を明記しておりますとしております。

説明は以上です。

○ 加納康樹委員長

まず、整理番号1のところはちょっと、協議する項目が多少多くはなっておりますので、順次確認をしていきたいと思いますが、事務局からも申し上げましたように、前回の委員

会以降で、理事者のほうから緑のところについてのご提示もいただいているところですので、この緑の項目に関して、理事者でどなたか、解説といいたいでしょうか、そこのご説明いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

○ 原政策推進監兼商業労政課課長補佐

政策推進監、原と申します。よろしくお願ひいたします。

前回以降、私どものほうでもう一度、この条文について少し検討させていただきました。その結果、今回、緑色の修正部分をご提案させていただいたところでございます。こちらにつきましては、前文というものが、これは基本条例という形の、基本的な考え方とか、これから私どもが様々な中小企業振興の施策を進めていく上で、根本の考え方みたいな条例になるというところで、前文というのがつけられているというふうに解釈しています。その前文につきましても、都度都度、社会情勢が変わってきたときに改正するためにも、やはり議会に諮ってというような手続が必要になってまいります。前文というのが一般的に、時点時点のことを書くというよりも、大きな制定の趣旨とか、理念とか、目的というのが書かれることが多いということ踏まえて、新型コロナウイルスの感染症の世界的流行ということが一旦新型コロナウイルスの感染症法上の分類も変わっているということも踏まえて、デジタル化、脱炭素化という、これから求められていく課題というものも加えたほうがいいんじゃないかということで、この最初の修正部分は修正をさせていただいております。

3段落目から4段落目にかけての部分、こちらにつきましては、この二つの段落の文を一つにつないだらどうかというところで、それに関連して、上の段落で、製造業、商業、サービス業など、多様な分野で活躍するという、詳しく書いていただいている部分を、下の段落でもまた、多様な産業分野で活躍しというような繰り返している部分がありますので、つなげた上でこの重複している部分は少し整理したらどうかというようなご提案になります。

また、その次の段落の部分、しかしながらで始まる段落につきましては、グローバル化の進展、デジタル技術の革新というのが、ある方にとっては課題というのにもなりますし、一方では、これは中小企業に限らず、いろんな企業にとって変革のチャンスというか、飛躍のチャンスというような捉え方もできます。というのを踏まえると、課題という部分では、原材料コストの上昇ですとか、不安定な経済情勢というところを書いたほうがいいん

じゃないかというようなご提案になります。

私どもの修正部分につきましては、以上でございます。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

確認事項が数点ありますので、私のほうからまず、問題提起をして、ここについてというのを繰り返して、最後、また、総括的にご意見があればということで進めていきます。

まず、今、ご説明いただきましたので、理事者のほうで修正をかけていただいた緑のところに関して、これらのことに関して、まず、ご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

また最終的にも確認しますので、ないようであれば、順次進めてまいります。

では、前文の追加のところ、四日市について多少の解説を入れさせていただいたところ、この赤字の最初のところに関して、いかがでしょうか。これ、副委員長のほうでかなり作成いただいて、それをちょっとある程度圧縮したような、そういうふうな文章となっております。

○ 平野貴之委員

この赤の部分の7行目かな、また、萬古焼、地酒、大矢知そうめんといったところで、萬古焼を一番初めに書いていただいてめっちゃうれしいんですけども、そうすると、お茶もあるやろうとか言うところ、ないですかね。そうすると、すごい全部書いていかなあかんことになるので、それはそれで大変なんですけど、そういう懸念もあるなと思って。

○ 加納康樹委員長

平野委員としてはどうですか。特に気になるのは茶業ですか。

○ 平野貴之委員

僕としてはこのままでいいと思うんですけど、そういうお茶とか、言い出すともう切りがないんですけど、じばさんの、今、ホームページを見ていますけど、うちわとか、漁網とか、撚糸とか、書いてあるんですけどけれども、タオルってあるんですね。よく分からんけれども、そういう懸念はあるなど。

○ 加納康樹委員長

なるほど。

○ 上 麻理副委員長

お茶、書いてあったんですけど、かぶせ茶。今、確認したところ、農産物であるがためにここからは外したという事務局の判断みたいですね。ただ、今私も事務局から聞いて分かったんですけど、農産物であっても書いてもいいんじゃないかなって、今、そこはかぶせ茶は外す必要はあったのかなというところはちょっと事務局と私ももう一回協議したいと思うんですが、皆さんのご意見を頂戴して。大矢知そうめんも出ているしというところなんですけれども、どうなんですかね。ほかに地場産業で書き漏らしてはならないものがあるであるとか、そういったものが反対にあれば教えていただきたいなというところですね。米ではまずいんですけど、何々餅とか、そういうのではまずいとは思いますが、ざっくりとした分野としてあれば教えていただいて、そこがあまりにも多いようでしたらば、四日市の発展の中で生まれてきたというような、地場産業みたいな一くくりという手もあるとは思いますが。

○ 樋口博己委員

理事者に確認したいんですけど、地場産業と言われると、表現のときに、通常、こういうものを挙げていますよというものがあれば、何かありますか。これ、割とこの赤字のところ、四日市のシティプロモーションで紹介するような文面だなと思いつつながら、何かそういうところで地場産品という、こういうのを紹介していますよというようなものがあれば。そこにかぶせ茶は入っているんだろうなと思っていますけれども。

○ 石田商工農水部長

部長、石田です。よろしくお願いします。

多分地場産業、産品という意味では、そういうかぶせ茶とか、お茶も入ると思います。ただ、かぶせ茶の場合はどちらかというと、1次産業、農業生産的な意味合いが強くて、今回の条例で振興していくのは、農業振興という意味ではなくて、やっぱり事業者の支援というふうになっていくと思います。そうすると、かぶせ茶を入れたときに、どういった支援をしていくかと考えると、やっぱりどうしても1次産業的な支援策の意味合いが強くなるんじゃないかなと思います。そこら辺も踏まえて、今回はいわゆる工業製品の地場産業というところにしておいたほうがいいんじゃないかなというふうに、私は印象としては思っています。

○ 加納康樹委員長

樋口委員、いかがですか。

○ 樋口博己委員

茶業も中小零細企業ではあるにはあるんですけども、その辺をこの委員会でどう捉えるかですね。ちょっとその辺は整理が必要なのかなとは思いますがね。

○ 加納康樹委員長

今、部長からの見解を受けて、平野委員、いかがですか。

○ 平野貴之委員

そういうクレームが入ったときに、ちゃんとそういう理由があるんだったらええと思います、このままで。

○ 加納康樹委員長

ここで成案となれば、後のパブリックコメントでそういう突っ込みがあればまた考えましようという感じでよろしいですかね。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

他に、この前文の冒頭の文章に関して、いかがでしょうか。

○ 今村厚美委員

本当にいい前文、考えていただいてありがとうございます。

僕も今、平野委員がおっしゃったところなんですけど、ちょっと教えてほしいんですけど、この四日市萬古焼というのは、これは、固有名詞であるんですか。

○ 加納康樹委員長

表現方法ということですね。

これ、すみません、理事者で、よろしいですか。

○ 釜瀬工業振興課長

工業振興課、釜瀬でございます。

地域団体登録商標で四日市萬古焼というのがございまして、これは国の指定を受けているものというところで一旦整理をしているかなというふうに捉えています。

以上です。

○ 今村厚美委員

それはすばらしいことだなと思うんですけど、ちょっと気になったのは、三つ挙げていただいて、四日市萬古焼というのと大矢知そうめんって、この二つはすごく四日市の名詞が入っているんだけど、地酒は入っていないので、ちょっと何か、四日市酒じゃないですけど、何かそういうのがあれば何か四日市らしいなって思っただけなんですけれども。

以上です。

○ 加納康樹委員長

地酒、日本酒等々でそういうくくりの表現があるかということ、ないですよ。どうですかね。

○ 釜瀬工業振興課長

釜瀬でございます。

酒蔵はまだ市内のいろんなところに点在されていらっしゃるんで、特定のエリアを書きにくいのかなというふうには認識しています。

以上です。

○ 今村厚美委員

ありがとうございます。

僕も今、確認させてもらって、六つほどあるんだなと思って、なかなか難しいなと思ったので、すみません、いろいろありがとうございます。

以上です。

○ 加納康樹委員長

他にこの冒頭の赤字のところ、いかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

また、言ったように、戻っていただいても結構ですので、次の確認事項をさせていただきます。

表記のところです。ですます調からである調、このような形に変えてはどうかというので一応提案をさせていただいておりますが、他市を見ると、であるではなくて、ですますでもやれるということなんです、この表記、文末はどちらでいったほうがよろしいかというところで、コンセンサスを得ておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

特段のご意見がなければ、今回修正で出させていただいた、であるのほうでまとめていくというので特段ご異論はありませんか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、そのように確認をさせていただきたいと思います。

○ 樋口博己委員

最初の赤字の前文に戻るんですけど、これ、加筆いただいた前文で、何となくここで一つ完結しているような感じがするんです。四日市の地元の状況を説明いただいて、最後に中小企業・小規模企業の振興を図る必要があるという結論まで言っていただいておりますけれども、これ、どうなんでしょうか、前文全体で最後にそういった結論が来るので、最初の四日市のあらましというか、状況はそこまでにしておいたほうが、目的をここで言い切ってしまうなくてもいいのかなと思うんですけれども、どうでしょうかね。

○ 加納康樹委員長

確かに樋口委員のおっしゃるところもそのとおりかとは思いますが。

まず、樋口委員からのご指摘に関して、委員の皆様はいかがお考えでしょうか。

ここで文章の整理まではし切れませんが、樋口委員のおっしゃるところを酌もうと思うと、赤字の2段落目の最後のところ、中小企業・小規模企業の発展も不可欠である。ぐらいで切っておいて、後の中小企業・小規模企業の振興を図る必要がある。というところは、この場では切りにいくというほうが後々まとまるのではないかという、そんな感じですか。樋口委員の提案では。

○ 樋口博己委員

もう少しこの最後の部分をシンプルに必要性だけ述べていただいて、ちょっと具体的な支援が必要であるというような流れでいいんじゃないでしょうか。具体的な文面は……。

○ 加納康樹委員長

後で、こちらで。

では、この2段落目の末尾のところを少し工夫させていただくということで、皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、そのように、事務局もきちんとメモしておいてください。お願いします。

では、文末のところは、であるにさせていただくということ。

そして、まず、もう一つの確認、私のほうからお願いをしたいのは、1 ページ目の下、網かけをしている4行のところですね。これが目的とするということが、整理番号2のところにも入り込むこととなりますが、第1条になるのかなという、この目的というのとの重複性についてです。ばっさりこの4行を切ってもいいぐらいかなとも思いますし、4行切ったのであれば、第1条かなというところに、もう少しこのニュアンスも包含するというのもありかなとも思うところなのですが、委員の皆様はいかがでしょう。

○ 樋口博己委員

前文、全体的に非常に丁寧に詳しく記述していただいていますので、ここの委員長の発言のあった4行に関しては、第1条にあるので、これはなくてもいいんじゃないでしょうか。

○ 加納康樹委員長

樋口委員のほうからそのようなご発言もいただきましたが、他の委員の方、いかが思われますでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

であれば、ここの網かけの4行は、原則削除をしても、前文としては問題もないと思いますので、ここを削除するという形でまとめさせていただきたいと思います。

私のほうからぜひ確認したいのは以上なのですが、皆さんのほうからもここの前文、全般を通してまた改めて戻っていただいても結構ですが、お気づきのところがあればご発言ください。

○ 樋口博己委員

理事者のほうから説明のあった、副委員長から提案いただいた赤の部分の次のところの段落で、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に加え云々のところの説明を原さんのほうからしていただいたんですけれども、改めて説明を聞きながら、条例の前文は条例がある限りは継続的に全体像を表すものだというような説明がある中で、これ、新型コロナウイルスって、歴史の中で100年に一度ぐらい起きている。この先、いつあるか分からんですけど、新型コロナウイルスという文言をここに入れるのが、説明を聞きながら、どうなのかな。感染症等とかでもいいのかな。今はちょっとコロナと違ういろんな新たな感染症もあるので、という気もするんですけれども、どうでしょうかね。

○ 加納康樹委員長

これ、委員の皆様のご意見だと思います。私としては、このタイミングでつくるので、新型コロナウイルス感染症というのを入れておきたいなという思いもなくはない、逆に、そういう思いなんです。

委員の皆様、いかが思われますでしょうか。

○ 平野貴之委員

コロナ禍で、企業の在り方というか、働き方を含めていろんな転換もあったことあるので、別に新型コロナウイルスを入れておいてもええかなと思います。そういう意味では。

○ 加納康樹委員長

平野委員としてはそういうお考え。

他の委員の方、いかがですか。

せっかくなので、田中委員、どうぞ。

○ 田中 徹委員

私も、新しい感染症というのが今、中国の感染症も話題になっていますので、後文で感染症とかが入るのならいいですけど、この、令和の新しい時代を迎える部分としては、新型コロナウイルス感染症を入れてもいいと思いますので、そのままでもいいかなと思います。

○ 加納康樹委員長

今村委員、いかがですか。

○ 今村厚美委員

僕、ちょっとほかのところも見ていたんですけれども、特に私は入れておいても、今の時期にということなのでいいかなとは思いますが。

以上です。

○ 加納康樹委員長

樋口委員、いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

こだわるわけではないです。ただ、委員長が言われた、この条例をつくったこの時期を鑑みると、新型コロナウイルスが大きな機になったというような発言だったので、そういうことであればいいのかなと思います。

○ 加納康樹委員長

すみません。ありがとうございます。

他にこの整理番号1に関連してはいかがでしょう。

(なし)

○ 加納康樹委員長

なければ、ちょっと整理番号2のところも進めさせていただきたいと思います。

この整理番号2に関しましては、先ほど、4行は切っていいだろうというところとの関連もありますので、このままでいいのか、カットしたものの文章の中で何か目的のところにもしたためたほうがいいのかということも含めながらご意見をいただけるとありがたいです。

そういえば、事務局もこの整理番号2について、特段の説明があれば。ないですね。特

にいいですね。今、私の説明のとおりというところでご理解をいただければと思います。

では、整理番号2、取りあえずはこのままで……。

○ 樋口博己委員

すみません、前文のところ、冒頭のところ、少しシンプルにということで発言させてもらったんですけれども、ここで、私すごくいいなと思っていたのは、四日市、全国に名立たる大企業があると。その上で、中小企業が頑張ることでさらに市が発展するという意味合いを込めて書き込んであると思うんです。その辺のところを前文のところ、少しシンプルにさせていただいたとすると、これ、当然中小企業・小規模企業の発展が大事だということなんですけれども、この目的のところ、大企業と共にといいか、市全体を活性化するためには大企業も当然大事だけれども、さらに中小企業が大事だということ、こちらのほうに入れていただくといいのかなと思うんですけれども、ほかの条文を見ると、中小企業ということが主語になっているんですけれども、どうでしょうか。

○ 田中 徹委員

樋口委員がおっしゃったように、大企業の下請けさんが大体中小企業になるわけなので、そういったところも守っていくというか、市として支援していく、そして、中小企業があるから本当に大企業が何とか発展していく部分のすごく大事な役割を担っているんだということも市としてはアピールしていくというか、一緒に発展していくために努力していきますよというところをやはり強く打ち出したほうがいいと思いますので、そういうような、先ほど樋口委員が言ったお話も大事な話なのではないかなと思っています。

○ 加納康樹委員長

目的にというところですが、後に出ますが、整理番号8のところ、大企業の役割というものは明記を、これはもう前回からですが、させていただいておりますが、目的の中においてもそのようなニュアンスを入れておくべきだというのがお二人の委員の方のご意見かと思っております。

事務局に確認ですが、他市のところ、ざっと見て、目的でそこまでというのは見当てるのかというところ、どうでしょうか、事務局。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

議員政策研究会で研究していただいたところを中心に見ていますが、すぐには確認できないものですから、改めてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○ 樋口博己委員

ですので、前文とここの目的とのバランスの問題だと一つ思っています、必ずしもこの条文に大企業という文言が必要かどうかという話ではなくて、こういう議論をしながら、逐条解説の中でちょっとそういう、四日市の特徴であるニュアンスを入れてもらうこともいいのかなと思っています。だから、前文とこの目的とのバランスと逐条解説とか、そこら辺のバランスで、委員会の中でそういう共通の認識があるなということが確認できればいいのかなとは思っています。

○ 加納康樹委員長

では、今、2人の委員の方からもいただきましたので、この目的の中に、中小企業の振興条例であるが、大企業という文言がうまく入るのかというのを預らせていただいて、場合によっては、逐条解説のところ、そこにきちんとそういうのを明記するという事で、また次回、正副委員長で整理させていただいて、お示しをするということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、そのようにさせていただきたいと思います。

整理番号の2は、取りあえずはよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、整理番号の3に進みたいと思います。

ここは事務局、まず、説明をお願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号3の定義です。

前回の委員会の中で、条文の修正等に関するご意見はございませんでしたが、委員から、小規模企業も中小企業に含まれるのではないかとの確認があったことから、小規模企業者と中小企業者の関係を解説では表で整理させていただいております。第1号では中小企業、第2号では小規模企業について定義をしています。表のとおり、小規模企業は中小企業に含まれますが、小規模企業の振興を図ることについて特に配慮が必要との考え方により、それぞれを分けて定義していますと説明をしています。

また、第7号の学校、第8号の大学等、第9号の市民等について、それぞれ解説では、第7号では学校、第8号では大学等について定義をしており、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び市内で研究開発等の事業活動を行う大学等を指します。第9号では、市民等について定義をしており、市内在住の市民だけではなく、市内に通勤または通学をする者も指します。本市に関わるできるだけ多くの人に中小企業等の振興に対し様々な形で協力していただくことが重要であるため、範囲を広く定義しておりますと説明をしております。

以上でございます。

○ 加納康樹委員長

ということで、逐条解説について、工夫をしているところではありますが、表現等についてご意見があれば、伺いたいと思います。

○ 上 麻理副委員長

皆さんにご相談なんですけれども、第7号、第8号の学校、大学等についての定義の部分なんですけれども、学校教育法に基づいて逐条解説でこのように書かれてはいるんですが、実は四日市市には、専門学校も何校かございまして、専門学校はこの逐条解説のところには記載がないんですが、この専門学校に関しての取扱いというか、ここへの記載というのはどうしたらいいかなというのはちょっと考えているんですね。ユマニテクさんも含

めて、まあまあの生徒さんがいらっしやっている。福祉関連だったりとか、製造業だとかに関わる場所ではない部分もあるんですが、ここで専門学校を置き去りにしていいのかなというところがございまして、ちょっとご意見をいただければなというふうに思っております。

学校教育法に関しては、小山さんのほうから説明してもらおうかな。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

今、上副委員長からございましたように、学校教育法第1条に規定する学校、先ほどもちょっとご説明をさせていただきましたが、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とするということで、この高等専門学校というのが、上副委員長がおっしゃった専門学校ではなくて、いわゆる高専ということで、第1条には副委員長がおっしゃる専門学校は含まれないというような形になります。

専門学校を含めようとする場合には、同じく学校教育法の第124条というのに専修学校というのがございまして、こちらが今、副委員長がおっしゃられた専門学校を指すということで、専修学校を含めていくのであれば、例えばですけど、学校の定義のところは、学校教育法第1条に規定する学校となっておるところを、学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校というのを加えていただくことによって、専修学校も含まれるというような解釈にはなるかとは思います。

以上です。

○ 加納康樹委員長

ということで、副委員長からの問いかけ、提案でございますが、委員の皆様、いかがなところでしょうか。

○ 樋口博己委員

これは逐条解説の中で、大学等とか、学校とか、これは逐条解説する中で、学校教育法に基づいて規定しなければならないというふうにするのか、それとも市内の中小・小規模事業者を支援するためにそういういわゆる教育的な機関との連携が必要だというふうに捉

えるのかという話なのかなと思っていました、教育機関として幼稚園まで入って、どう連携するのかなと思ったりすると、これ、そうすると、保育園もこども園も必要じゃないのみたいな話になってくるんですけど、要するに子供たちがこの四日市を築くための未来を担っていただくという観点で連携するという意味合いであれば、逐条解説では専門学校も全て網羅しておいたほうがいいのかなと思うんですけども、どうでしょうかね。ほかの委員の皆さんは。

○ 加納康樹委員長

ですから、これは学校教育法の第1条が幼稚園からということになっているので、こういう表記になっていて、正直なところ、幼稚園児に何を求めるというところはあるような気はしているんですが、この学校教育法第1条というところから引っ張るとこうなってしまうというところかとは思っておるんです。その観点も含め、いわゆる専門学校というところの記載をするべきか否かも含めでどうでしょうか。

○ 平野貴之委員

この大学等とか学校等が絡んでくるのは、多分整理番号12の条文のところだと思うんですけど、これで見ると、例えば大学等は中小企業等の人材育成に協力するとか、あと、第1項のほうで、次代を担う人材を育成するよう努めるということなので、そういう役割は専門学校も担っているのかなと思うので、書いておいたほうがいいかなと思います。

○ 加納康樹委員長

平野委員としてはそのようなご意見でございますが、いかがでしょうか。

事務局から先ほど発言がありましたように、ですから、(7)で第1条及び第124条というふうな表記を加えていくとなると、そこは入ってくると。

○ 樋口博己委員

ちょっと事務局に確認ですけど、これ、ほかの条例で、学校等というので、逐条解説なんかで幼稚園も入っているんですかね。どういう逐条解説をしているのかもありませんけど。分かる範囲でちょっと教えてください。

○ 加納康樹委員長

事務局、お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

全てを見ているわけではないので、分かりかねる部分はあるんですけど、私の見た中では、逐条解説の中に幼稚園の解説が入っているものは見たことはございません。

○ 上 麻理副委員長

これ、多分学校教育法第1条と書くと、どうしても第1条の中に幼稚園があるから幼稚園と書いているんだと思うんですけども、教えていただきたいんですけども、この学校という部分の、(7)、学校教育法第1条に規定する学校という書き方はしなくてはならないのかな。

○ 加納康樹委員長

事務局、いかがでしょうか。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

今、このベースとなっているのが、長岡京市さんの定義をベースとさせていただいて、このような記載にはさせていただいておるんですけども、この学校教育法第何条というような記載がないような形で、ちょっとほかのところはどうなっているかというところもあるかと思うんですけども、整理することは可能かとは考えます。

以上です。

○ 上 麻理副委員長

ちょっとこれ、一度、皆様からお預かりをさせていただいて考えてみるのはいかがでしょう、委員長。

○ 平野貴之委員

幼稚園で教育というのはしていないと思うんですけど、一応萬古焼の青年部が幼稚園へ

行って一緒に陶芸の作品を作ったりとかはしているので、そういう意味では、萬古焼がどうのという理解はもちろんできていないでしょうけど、振興を図ったりすることの役割は幼稚園とかでも果たしているのかなと思っているので、別に入れておいてもいいかなと僕は思います。

○ 田中 徹委員

幼稚園は学校法人なので、教育機関ですね。保育園は社会福祉法人なので、中小企業としましては、やはりこの5人以下というよりも、やっぱり幼稚園の先生が15人から20人おるようなところも多いですので、常時使用する従業員の数を考えると、小規模企業者よりは中小企業者という考え方になると思うんですけども、この学校をわざわざ入れる必要があるかないかという部分としては、この学校教育法という部分の文言を、その辺を一遍預かっていただいて、勘案していただけるとありがたいと思います。

○ 秦商工農水部参事兼商業労政課長

すみません、ちょっと差し出がましくて。

今、この多分整理番号3のところの議論をしていただいていると思うんですけども、ここはまず、言葉の定義、この条例の中で、この言葉がどうかということを決められているところであって、対象を決めているわけでは僕はないと思っているんですね。条例がございしますので、究極、四日市に住んでいる人はゼロ歳から100歳、あまねくこの条例というのはいくらもかかっていきます。条例でございしますので。

あと、今言われた専修学校の話がもしあるのであれば、後で専修学校が出てこない、ここの定義がちょっとあれですよ。専修学校にそういう役割を担わせるというのが各、そういうセクターの中での定義によってこれをしなさいがあったと思うんですけど、もうそれを書き込んだ上で、ここへ、この専修学校とはどういうものですよということを書く欄だって、僕はそのようにちょっと見えているんですね。条例でございしますので、ここの定義に書かれていなくても、もう全てあまねく、法律ではないですが、法としても四日市にかかっていきますので、対象を決めている箇所ではないということだけはちょっとご理解いただいたほうがいいのかなと思います。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

○ 田中 徹委員

そうしたら、ちょっと文言の、言葉の在り方という形でちょっと申し訳ないんですけど、これ、中小企業者と小規模企業者で分けているじゃないですか。中小企業者の中に小規模企業者というのがあると。その小規模企業者という部分に、例えば、よく補助金なんかは小規模事業者って大体文言には書かれているんですけど、ここは小規模企業者なのか、小規模事業者なのかという文言の違いというのがありますか。

○ 加納康樹委員長

田中委員の言った、言葉の使い分けがあるのかどうかというので、どうぞ。

○ 秦商工農水部参事兼商業労政課長

これ、多分法律上のここの中に抽出されて書かれているのであって、実際に使い分けているときに、ここ、厳密にしているときもあるかも分かりませんが、自分たちが事業者とか、企業者って言うときに、一般的にこだわってしゃべっていないことのほうが多いですね。

○ 田中 徹委員

条例にするもので、こういう言葉は大事なのかなってちょっと思ってしまったもので、要は新型コロナウイルス感染症のセーフティーネットなんかもやっぱり小規模事業者ってよくいうもので、条例にするんだったらそういうのをきちんと分けたほうがいいのかどうかというのが疑問に思ったもので、ちょっとお聞きしただけなので、すみません。ありがとうございます。

○ 加納康樹委員長

樋口委員、さっき手が挙がっていましたが、いかがですか。

○ 樋口博己委員

今、田中委員のその指摘は、これはたしか中小企業という小規模企業も入るとい

だけれども、ここはあえて特出しして小規模企業者という表現を使うということだったと思うんですけど、これ、ちょっと小規模企業者なのか、小規模事業者なのかは、ちょっともう一回はっきりと整理していただいたほうがいいのかなと思いますけれども。

○ 加納康樹委員長

でも、この条例を語るに当たってはもう明らかに中小企業・小規模企業というので話は進んでいますので、小規模事業者というふうなような定義づけでの条例にはならないと思います。

○ 樋口博己委員

だから、これは中小企業基本法とか、いろんな法にのっかって、もうこの表現は問題ないということでもいいですね。そうするとね。小規模企業という表現でいいということでもいいですね。

○ 加納康樹委員長

中小企業と並べる言葉としては小規模企業とならざるを得ないというふうに思っているんですが、どちらだ、事務局、理事者。

○ 原政策推進監兼商業労政課課長補佐

今、ちょっと調べてみたんですけど、今、話題になっている小規模企業者というのは先ほどご説明のとおり、中小企業基本法に基づく定義ということになっているみたいです。一方、小規模事業者というのが、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する商工会、あるいは商工会議所の支援対象となる小規模の商工業者、あるいは、所得税法施行令第195条に規定する、いわゆる青色申告を行う所得が300万円以下の事業者を指すということですので、ちょっとまた改めてご確認いただきたいんですが、今の小規模企業者というほうが対象は広いといいますか、一般的だと思いますので、小規模企業者ということで、ここで定義するというのに問題はないと私は思います。

以上です。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

では、次回で改めてすっきりするような解説はさせていただきますが、今のところにおいてはこのような言葉の整理としては問題ないという確認で今日のところは流させていただきます。

それと、この整理番号3については、先ほどいただきましたが、学校教育法の第1条というふうを書くべきなのか、それと併せて第124条でちゃんと厳密に規定したほうがいいのかというところに関しても預からせていただいて、正副委員長で整理の上、次回でまた改めてのお示しをしたいと思います。

整理番号の3について、取りあえずは以上でよろしいでしょうか。

○ 平野貴之委員

確認なんですけど、小規模企業者なのか、小規模企業なのか、これ、どちらなんですか。

○ 加納康樹委員長

この条例においては小規模企業ですが。

○ 平野貴之委員

これ、後のほうは全部中小企業等になっているから出てこないですけど、解説で小規模企業者というところがあるんですけど。整理番号3の解説の3行目。あと、表の中も小規模企業者というところがある。

○ 加納康樹委員長

この表のことですよ。表に関して。

○ 平野貴之委員

表と解説の文章です。

○ 加納康樹委員長

表についての解説なので、そこは確かに企業者と来ていますが、中小企業基本法に基づくというところなので、この表は中小企業基本法でこういう表記があるんですよ。

事務局、いかがですか。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

ちょっと中小企業と中小企業者、小規模企業と小規模企業者の違いをそこまで意識して解説に落としたものではございませんで、それは少し整理をさせていただけたらなと思っております。

○ 加納康樹委員長

じゃ、その点も併せて預からせて。

○ 平野貴之委員

その辺はちょっと後で確認いただきたいんですけど、さっき秦課長の専修学校のくだりで、専修学校をここに書き込むのなら、後で条例に書き込まないと整合性が合わないというので、それは整理番号12のところに専修学校を入れないとなとは思っていたんですけど、それを聞いてふと思ったのは、わざわざ中小企業に含まれる小規模企業をピックアップして書いているじゃないですか。わざわざ書いているということは、この後の条文にも小規模企業に限定した何か条文とかが書いていないと、これをわざわざピックアップしている意味がないのかなと思ったりしたんですけど、この後にはないですよ。多分中小企業等で全部まとめられているんですよ。その辺、大丈夫かなと思って。

○ 加納康樹委員長

それに関しては、前回の委員会のところ、ポツ、小規模企業にしようということがあったので、させてはいただいておりますが、思いとしては、そうなると、確認したから差し戻すことはしたくないんですけど、ポツ、小規模企業、前文のところでは相当これを繰り返しているんですけど、やはり条文のところから以降でいくと、（以下「中小企業等」という。）にしないと大変見づらい条例にならざるを得ないし、でも、かといって、それでそこも書き込むのかといえ、これも等で含んでお読み取りをいただくしかないのかなというのが委員長としては、思いなんです。

○ 平野貴之委員

では、取りあえず、この条文の中に小規模企業を入れることで、小規模企業に配慮しているという思いを込めているという感じですか。多分前回もそういう話だったんですけど、そういうことですね。分かりました。

○ 加納康樹委員長

そこはちょっとご理解いただけるとありがたいかなというところかと思います。

○ 樋口博己委員

平野委員の発言、思いというのは皆さん共通だと思っていますので、それこそ逐条解説であえて小規模企業という文言を使ったところの意味合いをどこかに書いておいたらどうなんでしょうかね。当然中小企業基本法に基づいて、中小企業の中に小規模企業も入るといのは分かった上であえて書いていますよという、条例制定の思いをどこかに文言として逐条解説に書いておいたらどうでしょうかね、平野さん。

○ 平野貴之委員

そう言われると、この解説の下の2行で一応触れられていますね。特に配慮が必要ということなので、書いてもらっているの、言われてみると、これでいいですかね。

○ 今村厚美委員

すみません、ちょっと戻ってしまって申し訳ないんですけど、僕、さっき、専修学校の、別にこだわっているわけではないんですけども、というのは、3ページの(7)は学校で、(8)は大学等って書いているんですけど、この等というのは何を指しているのかなと思って。この等の中に専修学校とかは入っていないのかな。どうなのか分からないんですけど。この等というのは拡大解釈するためですか。この等は何で入っていたんですか。この等に入れて拡大すればいいのかなというふうに僕もちょっと思ってしまったんですけど、そういう意味合いではないんですね。

○ 加納康樹委員長

大学等の等の意味について、事務局、いかがでしょうか。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

こちらで定義している大学等は、記載のとおりなんですけど、大学及びその付属の研究機関になりまして、専修学校は含まれていないという形になります。

○ 今村厚美委員

すみません。ありがとうございます。

○ 加納康樹委員長

幾つかは預かることになりましたが、取りあえず今の段階では整理番号3まで確認をしたということで、一旦休憩に入らせていただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、ここで休憩に入ります。午前11時15分の再開をお願いします。

11:05 休憩

11:13 再開

○ 加納康樹委員長

それでは、おそろいいただいでおりますので、再開させていただきたいと思います。

次、整理番号4のところから進めさせていただきたいと思います。

整理番号4について、事務局をお願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

続いて、整理番号4、基本理念です。

こちらも、前回の委員会の中で、修正に関するご意見はございませんでしたが、第3号、

市民を市民等というような表現に修正をしております。

解説では、長岡京市の逐条解説を参考に、本条では、中小企業等の振興を実現するための基本となる考え方、全ての主体が目指すべき基本的な理念について明記しています。中小企業基本法や小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ、三つを基本理念として掲げています。法の趣旨でもある中小企業の自主的な努力を基本とし、地場産品をはじめ、本市が有する自然環境や歴史・文化、恵まれた地の利、人材などを含めたあらゆる地域資源を最大限活用し、中小企業等が育つ環境をつくること、中小企業等の振興や地域経済の活性化を自分事として捉え、相互理解、連携・協働の下に、主体的に関わることが重要であることを示していますと説明をしております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

では、整理番号4、基本理念のところについて、主には、市民を市民等としたという変更点と、逐条解説についてというところでご意見があれば伺いたいと思います。

特段ないようであれば、取りあえず、整理番号4、よろしいですか。

○ 平野貴之委員

ちょっと説明を聞き漏らしたかもしれないんですけど、これ、解説の最後から2行目で、自分事として捉えて書いてあるじゃないですか。これは誰目線の文章なんですか。市民ですか。

○ 加納康樹委員長

ここの意図するところに関して、事務局、答えられますか。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

こちらは、長岡京市さんの条項及び逐条解説を参考とさせていただいておりますが、今、平野委員の発言趣旨の自分事として捉えの主体については、明確には分かりませんという答えになってしまいます。

○ 武藤商工農水部理事

この解説を読めば、最初の1段落目で、基本となる考え方、全ての主体が目指すべき基本的な理念について明記していますということから、下のほうは主語は省略されてはいますけれども、これは全ての主体がと考えるべきかというふうに読むのかなと思います。

○ 平野貴之委員

すみません。分かりました。

○ 加納康樹委員長

平野委員、よろしいですか。

○ 平野貴之委員

はい。

○ 加納康樹委員長

すみません。ありがとうございます。

取りあえず、整理番号5に進ませていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、整理番号5、お願いをいたします。

事務局、どうぞ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号5の市の責務です。

こちら、前回の委員会の中で、条文の修正に関するご意見はございませんでしたが、第3項の市民を市民等と表現を修正しております。

解説では、本条では、中小企業等の振興を総合的に推進するために市が担うべき責務に

ついて明記しています。他の主体で規定する役割や役割及び努力、協力、理解及び協力よりも重い責務（責任と義務）としていますと説明をしております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

整理番号5に関して、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

お気づきのことがあれば、順次おっしゃっていただければ結構です。

○ 石田商工農水部長

石田です。

ここから後なんですけれども、ここからはいろんな主体のそれぞれの役割がずっと書いてありまして、一番最初、市の責務なんですけど、この解説は、一応責務とか役割のところの解説をしているだけなんです。そもそもこの条文の中の役割とか、協力の中身、努力の中身というものの解説が本当はあったほうが、それぞれの主体がどういうことかイメージしやすいんですね。ただ、条文に書いてあることをそれぞれが受け止めた受け止め方で果たして行ってくださいということであれば、そのままでいいと思いますし、何かこの中で、特にこういうふうなことをするとか、こういう役割を担ってほしいよということがあれば、それぞれここ以降の役割とか努力の中にそういうものを書いていただいたほうが、今後、実行する側、あるいは条例として出していったときに理解しやすいなと思うので、もしそういうところがあるのならば盛り込んでいただければというふうに思っています。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

部長のほうからもおっしゃっていただきましたので、そういう観点からもこの市の責務あたりの特に逐条解説としてしたためるべき項目があれば、おっしゃっていただければと思

います。なかなかすぐにはというところかと思いますので、本日以降でご提案があれば委員の皆様からも受けたいと思いますし、次回に向けて、正副委員長で調整できるものは調整をしていきたいと思います。

○ 樋口博己委員

今、石田部長の発言で、確かにそうだなと思いながらお聞きしておったんですけども、この市の責務で中小企業等をはじめ関係団体の意見を反映するよう努めるものとするということは、要望を聞いてきなさいということなんでしょうけど、これを具体的にというと、どの程度まで条例で書き込めるものなんですかね。この後で財政的な支援というところは出てきますけれども。

○ 石田商工農水部長

条文は別にこれでいいと思うので、解説の中に、これはどういうことなんだというところの解説を少しそれぞれの項目に入れていただいたほうが、それぞれの役割としては、はっきりすると思いますので、その中でご返答いただいたらどうかなと思います。

○ 加納康樹委員長

という趣旨です。せっかくもう逐条解説を書きにいっているので、そこで具体的に。確かにここのところだと責務としておりますよということだけしか書いていないので、具体的なところはいうところになります。

じゃ、その項目に関しては、次回までに、ご意見もあれば、先ほど言いましたが承りますし、また正副委員長でも少し考えていきたいと思います。

取りあえず進めさせていただいて、整理番号の6、事務局、お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号6、議会の責務です。

こちらも、前回の委員会の中で、条文の修正等に関するご意見はありませんでしたが、条文中に市の議決機関としてという表現を追加させていただいて、市長等というふうなものをも市長に表現を修正しております。

解説では、磐田市さんの逐条解説を参考に、本条では、議会の責務について明記しています。議会は、中小企業等の振興に関し、市長の事務執行の監視・評価を行うとともに、中小企業等の声を市政に直接反映するため、政策提言に努めるとしたものです。本条例は議員提案条例であることから、本条を規定したものであり、この取組に対する議会の積極姿勢を示すものとして、他市の条例と比較し、特筆すべき内容となっていますと説明をしております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

委員の皆様から、何か特段ございますでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

何度か申し上げておりますが、お気づきの点が出れば戻ることは構いませんので、進めさせていただきます。

整理番号の7について、事務局、説明をお願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

整理番号7、中小企業等の役割及び努力です。

こちら、前回委員会の中で、条文の修正等に関するご意見はありませんでしたが、条文素案では、第2項で、中小企業等は、暮らしやすい地域社会の実現に貢献すること、第3項で、中小企業等は、地域社会における雇用の創出や労働環境の整備を推進することが規定されていることについて、委員から、中小企業等は、地域における雇用創出など、働き続けることができる労働環境をまず提供した上で、地域社会を構成する一員としての社会的責任があるのではないかとこの意見を受けまして、第2項と第3項の順番を入れ替えております。

解説では、本条では、中小企業等の役割及び努力について明記しています。第1項では、中小企業等は、事業の持続可能な成長及び発展を図るため、自主的な努力により経営の改

善及び経営基盤の強化に努めるものとしています。第2項、第3項では、中小企業等は、地域における雇用の創出など、意欲的に働き続けることができる労働環境の整備を推進するとともに、地域社会を構成する一員として社会的責任を認識して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとしていますと説明をしております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

前回の委員の皆さんのご意見を受け、第2項、第3項の入替えを行っておりますし、解説のほうではもうその順番の解説とさせていただいておるといのが、この整理番号の7の項でございます。

特段すぐにご発言もないようですので、すみませんが、進めさせていただきます。

整理番号の8、解説をお願いします。事務局、どうぞ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号8の大企業の役割です。

こちらも、前回の委員会の中で、条文の修正等に関するご意見はありませんでした。

解説では、本条では、中小企業等以外の事業者である大企業の役割について明記しています。大企業は、地域経済に対して大きな影響力を有しており、中小企業等に与える影響も大きいことから、中小企業等の振興について一定の役割を求めるものと説明をしております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

整理番号8、いかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、進めさせていただきます。

整理番号 9、説明願います。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号 9、経済団体の役割です。

こちら、前回の委員会の中で、条文の修正等に関するご意見はございませんでしたが、委員から、経済団体に所属していない中小企業等の支援はどのように行っているのかとの確認があったことから、桑名市に問合せを行いました。桑名市中小企業・小規模企業振興条例の第 7 条で、経済団体における中小企業等の支援に規定しており、同条例第 2 条において、中小企業等は市内に事務所または事業所を有するものをいうと定義されています。したがって、経済団体の会員になっていることが支援を受ける条件ではないことから、条例上の解釈としては、市内に事務所または事業所を設けていれば、経済団体の支援を受けられるというようご回答でした。ただ、現実的な話としてですけれども、経済団体に加入していない中小企業等が実際に経済団体に相談して支援を受けているというような事例はないようで、実態としては、支援を受けていないというようなことではございました。

また、前回の委員会の中で、もう一点、経済団体の役割として、経済団体への加入を促進することを規定できないのかとの確認がございました。こちらは、桑名市の条例ではないんですけれども、志摩市の条例で、商工会の役割として、商工会は小規模企業、中小企業及び大企業の商工会への加入促進に努めるものとする規定されておりました、当然任意加入ではございますが、経済団体への加入促進を条例で促している自治体もあるということ踏まえて、ご協議をいただければと思います。

解説では、本条では、商工会議所をはじめとする経済団体の役割について明記しております。経済団体は、主体的かつ積極的に中小企業等の支援を行う最も身近な存在であり、中小企業等のニーズを捉えて事業活動に反映する役割があると同時に、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとしていますと説明をしています。

以上です。

○ 加納康樹委員長

桑名市の聞き取りについては、事務局から説明もさせていただいたところです。

この整理番号の 9 に関しまして、いかがでしょうか。

志摩市さんが入れているのは、経済団体ではなく、商工会の役割というものが条文の中にあって、そこで加入促進云々というところも記載の例があるというところではご理解をいただきたいと思うんですが、私たちが規定するところではそこまでの必要もないのかなとは思いますが、次々回で予定をしております、後にご説明しますが、商工会議所等の方々がお越しいただいたときには、少し話を向けてみるのもありかなとは思っているところではあります。今日の時点では特段よろしいですか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、整理番号10、解説をお願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号10、労働団体の役割です。

こちらも、前回の委員会の中で、条文の修正等に関するご意見はございませんでした。

解説では、本条では、労働組合をはじめとする労働団体の役割について明記しています。労働団体は、労働環境の整備や労働者の福利厚生の上昇等を通じて、中小企業等の振興に努めるものとしていますと説明をしております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

整理番号10、特にいかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

特段ご発言ありませんので、整理番号11、進めさせていただきます。

事務局、どうぞ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号11、金融機関の役割です。

こちらも、前回の委員会の中で、条文の修正等に関するご意見はありませんでした。

解説では、本条では、市内の銀行、信用金庫をはじめとする金融機関の役割について明記しています。中小企業等と密接な関係がある金融機関は、資金調達や経営相談等の面で重要であり、中小企業等に対する支援を通じ、地域社会及び地域経済への貢献につなげていくよう努めるものとしていますと説明をしております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

整理番号の11に関して、何かございますでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

特段ないようですので、整理番号12へと進めさせていただきます。

事務局、どうぞ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号12、学校及び大学等の協力です。

こちらも、前回の委員会の中で、条文の内容に関する修正等のご意見はございませんでした。

解説では、本条では、学校及び大学等の協力について明記しています。学校及び大学等には役割ではなく、協力を求めています。市内に所在する学校には、教育活動を通じて次代の地域経済の担い手を育成することや市が実施する中小企業等の振興施策への協力を求めることとしています。市内で活動する大学等には、中小企業等との産学連携による協力を求めることとしていますと説明をしております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

整理番号の12、いかがでしょうか。

○ 平野貴之委員

先ほどの、もし専修学校を定義のところに入れるのであれば、この第2項の大学等の後ろぐらいに専修学校が入ってくるのかなと思います。

○ 加納康樹委員長

先ほどありましたとおり、そこも含め、次回でまとめてご定義はさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、整理番号の13、説明させていただきます。

事務局、どうぞ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号13の市民等の理解及び協力です。

こちら、前回の委員会の中で、条文の内容の修正等に関するご意見はございませんでしたが、条文の見出しも含めて、市民を市民等の表記に修正をしております。

解説では、本条では、市内在住者、通勤または通学者の理解及び協力について明記しています。市民等には役割ではなく、理解及び協力を求めています。市民等は、中小企業等の振興により、雇用の創出や地域経済が発展し、市民生活の向上にもつながるという好循環が生まれることを理解した上で、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとしていますと説明をしております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

整理番号の13、いかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、すみません、進めさせていただきます。

次、整理番号の14に関しまして、整理番号の15、16と関連をしてまいりますので、説明をさせていただきますが、注意をしてといいたいでしょうか、お聞き取りをいただきたいと思っております。

事務局、お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

続いて、整理番号14、基本方針及び中小企業等振興戦略プランです。

基本方針については、前回の委員会を受けて、条文を追加及び変更しております。第3号を追加したことから、第4号以降は一つずつずれていくため、基本方針については、記載のとおり、合計10項目の構成となります。

条文の全てではないですが、前回の委員会の中でご意見をいただいた点を中心に解説を加えております。

まず、第1号では、中小企業等の経営基盤の強化、事業の変革、創業及び承継を図ることとして、整理番号15の事業承継への支援の内容を基本方針に組み込んでおります。

解説では、第1号では、経営基盤の強化、事業の変革、創業及び承継について明記しております。中小企業等の持続または成長に経営基盤の強化及び事業の変革が欠かせないことから、市は、中小企業等の主体的な取組を支援することにより、経営の安定化及び改善、事業の変革を図ることとしています。また、創業が地域の雇用創出に必要不可欠であることを踏まえ、市は、創業希望者に対する相談体制の充実を図るとともに、中小企業等に蓄積された経営資源が散逸することなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を図ることとしておりますと説明をしております。

次に、第2号では、多様な就労形態及び労働環境の維持向上を図ること、第3号では、前回の委員会の中では整理番号の付番はしておりませんでした。障害者等の多様な人材の確保について基本方針に含めていくことが確認されておりますので、その内容を多様な人材を確保し、就業の機会を提供することとして追記をしております。

解説では、第2号では、多様な就労形態及び労働環境の維持向上、第3号では、多様な

人材の確保について明記しています。中小企業等の人材が不足している状況を踏まえ、市は、中小企業等の働きやすい職場環境の整備等の取組を支援し、女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の就職及び定着を図ることとしていますと説明しております。

次に、第6号の中小企業等が担う役割の重要性に対する理解及び協力を得ることについてですが、前回の委員会の中で、市は関係団体と連携を図りながら、誰に対して理解及び協力を得るのかという相手方が明確になっていないとのご意見をいただいたことから、文頭に市民等という表現を追記させていただきました。

次に、最後の第10号では、災害等による社会経済状況の急激な変化に対応することとして、整理番号16の防災・減災対策等への支援の内容を基本方針に組み込んでおります。

解説では、第10号では、防災・減災対策等への支援について明記しています。市は、自然災害その他の事業活動の基盤における重大な障害が発生した場合にも、中小企業等が円滑に事業を再開し、または継続することにより、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう、事業継続計画を策定するなど、災害等による社会経済状況の急激な変化に対応することとしていますと説明をしております。

次に、中小企業等振興戦略プランになります。

こちら、前回委員会の中で、条文の修正等に関するご意見はございませんでしたが、第1項及び第3項ないし第6項の市長を市という表現に修正をしております。

解説では、高知市中小企業・小規模企業振興条例の説明資料を参考に、本条では、中小企業等振興戦略プランについて明記しています。中小企業等振興戦略プランは、条例に掲げる基本理念及び基本方針に即して、具体的な振興施策とその目標を設定する計画です。おおむね5年ごとに検討を行い、PDCAサイクルを回すことにより実効性を担保し、中小企業等の振興を推進するものと説明をしております。

整理番号15の事業承継への支援及び整理番号16の防災・減災対策等への支援については、今ご説明させていただいたように、前段の内容を基本方針に組み込んでいくというように整理をさせていただいたことから、削除をさせていただきました。

説明は以上になります。

○ 加納康樹委員長

前回の委員の皆様のご意見を組み込む形で最後、結びで事務局から説明しましたように、整理番号の15、16に関しては、整理番号の14の基本方針の中に組み込み、かつ、詳細につ

いては逐条解説で補完をするということでの整理をさせていただいたところでございます。

整理番号の14、15、16というところでまとめてご意見があればおっしゃっていただきたいと思います。

○ 武藤商工農水部理事

事前に見たときに指摘できていればよかったですけれども、今気づきまして、解説の部分の第10号のところで、下から3行目ですか、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう、事業継続計画（BCP）を策定するなどというところで、策定する主体はあくまでも事業者ですので、整理番号16のほうでも、県と連携して事前計画の策定の支援その他必要な施策をということ、ここは、事業継続計画の策定を支援するなどのほうが適切かなと思います。

○ 加納康樹委員長

なるほどね。確かにそれはその通りかと思しますので、そのような形で改めさせていただいたほうがいいのかと思っております。

委員の皆様もそれでよろしいですね。

（異議なし）

○ 加納康樹委員長

次回、では、この文言については修正をかけていきたいと思えます。

他にいかがでしょうか。

○ 平野貴之委員

整理番号14の第6号のところで、前回の議論を踏まえて市民等にとって入れていただいたんですけど、この前の部分を見ると、市民等だけじゃなくて、結構、労働団体とか、経済団体とか、いろんなところに市が実施する中小企業等振興施策に協力するようって書いてあるので、市民等じゃなくて、いろんなところにもうちょっと、さっきの全ての主体のような感じの人たちに理解、協力を得たほうがいいのかなと思うんですけど。

○ 加納康樹委員長

だから、市民等にを元に戻して削除するという意味ではなくて。

○ 平野貴之委員

削除すると、また訳分からんようになるので、全ての人たち……。

○ 樋口博己委員

平野さんが言ってみえるのは、整理番号4の基本理念のところの第3項の経済団体、労働団体、大企業、金融機関、学校及び大学等、以下を関係団体というようになっていて、このことではないですか。市民等及び関係団体という表現という意味ですか。

○ 平野貴之委員

そうですね。これ、この以下は、経済団体も含まれているんですかね。経済団体、労働団体、大企業、金融機関、学校及び大学等をひっくるめて関係団体ですか。

○ 加納康樹委員長

ひっくるめて関係団体です。

○ 平野貴之委員

そうですね。市民等及び関係団体とかということですね。

○ 加納康樹委員長

なので、ここに関係団体という言葉はどういうふうに組み込むかは工夫させていただきますが、そのようなことが入っていたほうがいいだろうということですね。

○ 平野貴之委員

そうです。ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

第4項で、中小企業等及び関係団体の相互連携を促進することとあるので、どうなのか

な。かぶる内容になるのか、また別の感覚なのか、どうですかね。

○ 加納康樹委員長

前回の議論を受けて、文頭に市民等にと入れたんですが、入れたことによって、かえってややこしくなってしまったような感も今となっては受けなくもないんですが。

理事者として、いかがでしょうか。

○ 秦商工農水部参事兼商業労政課長

読んでいくときに大変その気持ちは感じるんですが、ここ、我々が仕事をしていく上では、中小企業等が担う役割の重要性に対する理解及び協力といいますけど、やっぱり全ての方にといい気はします。条例がかかっている全ての人に。中小企業等自身も含めて。例えば、第6号だけ入れていくとしても、例えば第8号も誰にとになってないとか、やっぱり誰については基本的に全てなのかなということにしておいてもらえれば、仕事をする上では、じゃ、僕ら、市民だけにしたらいいのかとかかってなると、先ほど言った関係団体だけでいいのかとか、じゃ、専修学校はやらなくていいのかとか、そういうややこしい話になってくるので、ここは逆に条例ですので、全てこういうことについて、市がいろんなところに対してやっていけよということの方針が示されているんだらうなと思えば理解はできるのかなと。もし、先ほどみたいな誤解があるのであれば、この解説の中で少しその辺は誤解が生まれないように加筆しておくといいのかも分からないですけども。

○ 加納康樹委員長

理事者のほうからそういうふうに言ってもらえるのであれば、前回の議論を踏まえて、市民等にを付け加えましたが、加えないほうが分かりやすいのかなとも思わなくはないのですが、いかがなものでしょうか。

○ 平野貴之委員

それであれば、せっかく入れてもらったけど、抜いてもらって、逐条解説でも別に書かなくてええのかな。抜いてもらったらええのかなと思いますけど。

○ 加納康樹委員長

では、ちょっとお手間をさせていただきましたが、ここの、第5号改め第6号のところの市民等には、後戻りをしますが、かえってややこしくなるので、ここの表記は削除させていただくという方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、そのようにさせていただきたいと思います。

じゃ、ちょっとお昼にも差しかかるところなんですけど、何とか最後まで一通りはなめていきたいと思いますので、少しだけお昼にかかるところをご了承いただきたいと思います。

また今日のことに関してお気づきの点があれば、もう後刻でも結構ですので、何らか事務局なり、私のほうにおっしゃっていただきたいと思います。

では、申し訳ないんですが、整理番号17のほうに進ませていただきます。よろしいですか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

じゃ、整理番号17、事務局、解説願います。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号17の四日市市中小企業等振興審議会です。

説明の順番が前後しますが、後段の組織等については、前回の委員会の意見を受けまして、審議会の組織等及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めると整理をされたことから、組織等の条文は削除をし、四日市市中小企業等振興審議会の第3項として新たに規定をしております。

解説では、本条では、四日市市中小企業等振興審議会について明記しています。中小企業等の振興に関し、専門的な知識を有する者や関係団体などで構成する審議会を設置することにより、事業者の声や社会や経済の動きを踏まえながら中小企業等振興の重要事項に

ついて審議し、振興施策に反映するものと説明をしております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

ということで、整理番号17に関しては、組織まで、ここで、議員提案条例としてやるのはおこがましいという前回の議論もありましたので、このような形の整理とさせていただいたところでございます。

ご意見あれば、委員の皆様、お願いをいたします。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、このような整理で前回も合意いただいておりますので、させていただきたいと思えます。よろしくお願いをします。

では、もう最後、整理番号18から20まで、もうまとめて、事務局、お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号18、財政上の措置です。

こちらは、前回の委員会の中で、条文の修正等に関するご意見はございませんでした。

解説では、本条では、財政上の措置について明記しています。市は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な予算措置を講ずるよう努めることを規定していると説明をしています。

続いて、整理番号19の委任です。

こちら、前回の委員会の中で、条文の修正等に関するご意見はありませんでした。

解説では、本条では、委任について明記しています。この委任により、条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則等で規定することとしていますと説明をしています。

最後に、米印で下記については、前回の委員会で委員より、新たに提案いただいた項目となりますとの表記をさせていただいておりますが、条例の見直しの条項について、整理番号20として新たに整理をしています。

条文案については、市長は、この条例の施行から5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要と認めるときは、条例の改正その他適切な措置を講ずるものとするとしております。

条例の見直し条項について規定するのもも含めてご協議いただければと思います。

説明は以上です。

○ 加納康樹委員長

最後、整理番号18から20までまとめて、委員の皆様にご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。特に最後の整理番号20、前回ご提案をいただいたので、このような形で見直し条項というものを入れさせてもらっておりますが、これでいいのかどうかも含め、いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

5年というのは、この見直し条項がほかの自治体はないんですかね、ここに資料としてないということは。5年というのは一般的な年数なんですかね。ちょっと分からないので。

○ 加納康樹委員長

事務局、どうぞ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

こちら、参考自治体を記載していない形になりますけれども、これまで議員政策研究会で取り扱った条例を中心に確認をさせていただいたんですけれども、条例の見直しについて、条項を規定している自治体は確認できませんでした。

おっしゃっていただいた見直し期間については、条例の施行から5年を超えない期間ごとに検証を行うとしておりますけれども、こちらは前述の中小企業等振興戦略プラン、整理番号14のところであったかと思うんですけれども、こちらの計画期間が5年となっておりますので、一応そちらに合わせて5年と書かせていただいたんですけれども、この期間も併せてご協議いただければと思います。

以上です。

○ 加納康樹委員長

樋口委員、どうですか。いいですか。

何も、今日これでコンクリートするものでは一切ありませんので、次回、今日宿題をいただいたところに関しましては、また整理をしてお示しをさせていただきますし、そのときにまた全体的に見ていただいて、ここについてはもう一度意見があるんだということはおっしゃってもらって全然結構ですので、今日の時点ではこれで確認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、そのようにさせていただきたいと思います。

では、素案についての意見交換は以上とさせていただいて、あと、次回等についての説明だけさせていただきたいと思います。

今後の日程についてということで、お手元の事項書のとおりでありまして、もう確認されておりますが、1月23日の午後1時30分、ここで第5回をさせていただきます。今日いただいた宿題等の整理の確認をして、できればここでほぼ固まるぐらいの形にさせていただいて、それをもって2月7日に意見交換会の設定をさせていただいておりますので、商工会議所さんをはじめ、関係の方をお招きして、次回の第5回でまとまったものについてお示しをし、意見もいただくという手はずをさせていただきたいと思っております。ですので、最終ですから、委員会としては第7回のセッティングは必要かとは思っておりますが、取りあえず今日の時点ではこの日程まででいいのかとは思っております。

○ 樋口博己委員

会場はどこを設定していただくんですか。

○ 加納康樹委員長

第6回のお話ですね。ちょっと意見交換会にお越しいただく方の数もそれなりに多くなる予定ですので、全員協議会室での開催になろうかとは思っています。次回にはお示しさせていただきます。

では、すみません、若干お昼に入ってしまったって申し訳なかったんですが、本日の委員会としては以上で閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

12:06 閉議